

意見陳述書

さいたま地方裁判所御中

2010年3月31日

藤永知子

2004年11月に埼玉県を被告として八ッ場ダム事業からの撤退を求める訴訟を提起してから、5年半の歳月が流れようとしています。その間、残念なことに自然破壊を伴う八ッ場ダムの関連工事が随分と行われてきましたが、昨年9月の政権交代により、本体工事は入札直前でストップがかかり、今、八ッ場ダム事業は中止への道のりを進みつつあります。

さて私は今日の意見陳述では、①裁判を通していかに八ッ場ダムが不要で有害であることが明らかになったか、②現地の生活再建について、③住民訴訟にこそ裁判員制度の導入をと順を追って述べます。

私たちは、この裁判において、八ッ場ダムは利水面、治水面でまったく必要性がないこと、かけがえのない自然を破壊して、地滑り等の災害を誘発する危険性を作り出すこと、さらに、埼玉県民を始め、国民に巨額の費用負担を強いるもので、つくってはならないダムであり、このような事業に県費を支出することは違法であることを主張してきました。貴裁判所が採用された調査嘱託などにより、裁判の過程で私たちの主張を裏付ける多くの事実が、明らかになり、八ッ場ダムの不要性と有害性は不動のものになりました。このことが確かな事実であることは、本裁判においても確認されてきました。だからこそ政治の場でも八ッ場ダムの中止に向けて舵取りが行われようとしているのです。

八ッ場ダムは2015年度末に完成する予定でしたが、付替国道、付替県道等の関連工事は地質が脆弱であることと、用地買収がはかどらないことにより、難航をきわめ、仮にダム工事をこのまま進めても完成は予定より大幅に遅れる状況にあります。それに伴って、事業費の大幅増額は避けられず、埼玉県民の負担がますます増大するところでした。しかし、私たちの八ッ場ダム中止への思いが通じて八ッ場ダムは中止の方向へと反転することになりました。

ところが、六都県の知事が、「八ッ場ダム建設事業に関する1都5県知事共同声明」を發表し、「八ッ場ダムの中止」を阻止するためにあまりにも露骨な言動をしています。特に上田埼玉県知事はその急先鋒に立ち、公人らしからぬ言動は目に余ります。知事が、八ッ場ダムを必要だと主張するその根拠はきわめて希薄であり、かつ誤謬に満ちたもの

です。上田知事は、加須、大利根町の利根川の状況について「5～6年に一回くらいは堤防すれすれに水がきております」と述べ、だから八ッ場ダムが治水面で必要だと主張していますが、それは全くの事実誤認です。利根川はカスリーン台風以降、河川改修が延々と進められ、その結果、大きな洪水でも十分な余裕を持って流れるようになっていきます。最近50年間で最大の洪水、平成10年9月洪水においても、その最高水位は堤防の一番上から約4m下にとどまっており、「5～6年に一回くらいは堤防すれすれに水が来る」という話は全くの誤りです。

また、知事は、洪水時の利根川で堤防の漏水事故が発生していることを問題視し、その防止に八ッ場ダムが必要だとも主張しています。堤防の漏水は堤防が決壊する危険性を示すものであって、そのこと自体は重大な問題ですが、その防止を八ッ場ダムに求めるのは筋違いであり、非科学的です。八ッ場ダムが仮にできてそれによる洪水の水位の低下は最大に見ても10cm程度ですから、堤防の漏水はほとんど減りません。堤防の漏水は堤防の強化でしか防ぐことができません。知事はなぜ堤防強化工事の早急な実施を国に求めないのでしょうか。知事は八ッ場ダムに固執することなく、県民の生命と財産を洪水から守るために何が今必要なのかを真剣に考えるべきです。

八ッ場ダムは必要性がなく、様々な災いをもたらすダムであり、もしできれば、子孫にとって巨大な負の遺産となるダムです。八ッ場ダムの中止は埼玉県が、本来の意味で、事業仕分けをおこなえば、当然受け入れるべき選択であり、中止を阻止する行動は時代に逆行するものでしかありません。

一方で、八ッ場ダムの中止に当たって、考えなければならないことがあります。それはダム予定地の人たちの生活再建と地域再生の問題です。国土交通大臣の八ッ場ダムの中止言明に対してダム予定地からの強い反発が示されていますが、それには理由があります。それはダム予定地では多くの人が代替地への移転、補償金など、ダムを前提として生活設計を立てており、ダムの中止はその生活設計を白紙に戻し、地元の人たちを苦境に追い込んでしまうからです。八ッ場ダムの中止と、水没予定地の人たちの生活を再建し、地域を再生させることはセットで考えるべきで、早急に最大限の取り組みがされなければなりません。ダム予定地の現状を見ると、国のダム行政に翻弄されて、人口は激減し、活性が大きく失われてきており、このままダム事業を進めても、地域再生の道は決して明るいものではありません。ダム中止を契機として、着実に地域を再生する道筋を考えるべきであって、国と関係都県は地元を苦境に追い込んできた責任を自覚し、ダム中止後の生活再建、地域再生のための取組みに全力をつくすべきです。

さて昨年5月より 司法改革の一環として裁判員制度が、導入されました。裁判員が参加する法廷にはわかりやすくするための機器が設置され、検事も弁護士も双方の主張が理解されるように平易な説明を心がけるようになったとされています。その評

価値はこれからでしょうが、市民を意識した「裁判」になってきたことは事実です。しかしその制度は刑事事件に限られています。むしろ公益のために行政に対し異議申し立てする住民訴訟にこそ裁判員制度を導入すべきであり、市民感覚で裁判を判断していくことが求められています。

本裁判を審理された裁判官におかれましては、裁判で明らかになった真実を十分に把握されるとともに、今申し上げた時代の流れを基本にして、聡明なる判断をされることを心からお願いいたします。